

日調連発第130号
平成29年8月29日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

地籍測量における認定登記基準点の取扱いについて（連絡）
(公共測量での取扱い等に関する留意事項)

標記については、本年4月3日付け日調連発第2号及び同月27日付け日調連発第29号をもつてお知らせしたところですが、法務省民事局民事第二課から別添のとおり情報提供がありましたので、貴会会員に周知いただきますようお願いします。



事務連絡
平成29年6月23日

都道府県地籍調査担当者各位

国土交通省土地・建設産業局
地籍整備課 企画専門官

**地籍測量における認定登記基準点の取扱いについて
(公共測量での取扱い等に関する留意事項)**

平素より地籍調査事業に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土地理院企画部測量指導課長から別紙のとおり、認定登記基準点を使用した地籍調査成果の公共測量での取扱いに係る事務連絡がありました。

平成29年3月31日に国土交通省土地・建設産業局地籍整備課課長補佐(地籍調査担当)事務連絡「地籍調査作業規程準則第38条の規定に基づく基準点等の取扱いについて(周知)」を発出したところですが、別紙の事務連絡の内容について十分にご留意のうえ、法令を遵守した適正な地籍測量の実施に引き続き御尽力いただきますようお願ひいたします。

また、地籍測量における認定登記基準点の使用については、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第8条及び同運用基準(平成14年3月14日付け国土国第590号)第3条の規定における省令に定めのない方法に該当することから、下記に掲げる承認申請が必要となります。貴職におかれましては、管下の市区町村等に対し本事務連絡の内容について周知くださいますようお願ひいたします。

記

承認申請の手続は、地籍調査の実施主体である市区町村等が実施するものとし、当課宛てに承認申請書(別添の様式を参照)及び以下に掲げる添付書類を提出するものとする。

- ① 調査地域区域図
- ② 調査地域における基準点配点図

配点図には、以下に掲げる基準点の設置位置を示すものとする。

- ・ 基本三角点
- ・ 国土調査法第19条第2項の規定により認証され、若しくは同条第5項の規定により指定された基準点
- ・ 公共基準点
- ・ 使用を検討している認定登記基準点

- ③ 使用を検討している認定登記基準点に係る証明資料
 - ・日本土地家屋調査士会連合会が発行した「登記基準点認定結果通知書」の写し
 - ・認定登記基準点に係る点の記の写し
- ④ 点検測量の結果を示す資料

使用を検討している認定登記基準点について、周囲の基本三角点、国土調査法第19条第2項の規定により認証され、若しくは同条第5項の規定により指定された基準点又は公共基準点との整合性を確認するために実施した点検測量に係る観測簿、計算簿及び精度管理表
- ⑤ その他、必要に応じて当課から提出を求められた資料等

【本事務連絡に関する問合せ先】

国土交通省土地・建設産業局

地籍整備課 小門、岡村（内線 30522、30526） 直通電話 03-5253-8384

文書番号
平成 年月日

国土交通大臣 殿

市町村長

地籍調査の実施に関する承認申請書

地籍調査作業規程準則第8条の規定に基づき、下記のとおり同準則に定めのない方法により地籍調査を実施したいので、承認されたく申請する。

記

1. 調査地域及び調査面積

調査地域 :

調査面積 :

2. 調査地域区域図

別葉のとおり

3. 調査期間

4. 精度及び縮尺の区分

精度区分 :

縮尺区分 :

5. 準則に定めのない方法の内容

調査地域内に設置されている登記基準点を地籍測量における測量の基礎とする点として使用し、〇〇測量を実施する。

6. 理由

調査地域内において、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第38条の規定に基づく基準点等（基本三角点や公共基準点、地籍図根点等）が不足している地区が存在し、〇〇測量を実施するには新たに〇〇点を設置しなければならない。しかしながら、当該地区においては、準則第38条の規定に基づく〇〇点相当の登記基準点が設置されており、十分な精度を有していることを別添資料のとおり確認した。当該登記基準点を〇〇点に代わり、測量の基礎とする点（与点）として使用することで、新たな〇〇点の設置を省略することができ、効率的な地籍調査の実施が可能となる。

事務連絡
平成29年5月22日

国土交通省土地・建設産業局
地籍整備課課長補佐（地籍調査担当）殿

国土交通省国土地理院
企画部測量指導課長

認定登記基準点を使用した地籍調査成果の公共測量での取扱について

日頃から、国土地理院が実施する公共測量行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年3月31日に、貴部署より事務連絡「地籍調査作業規程準則第38条の規定に基づく基準点等の取扱いについて（周知）」が発出され、認定登記基準点について、地籍調査における測量の基礎とする点として使用することを可能とする取扱いについて周知が行われたところであります。

測量法（昭和24年法律第188号）第5条で定められております公共測量については、測量法第32条の規定に基づき、国土地理院が行う基本測量又は国や公共団体等が行う公共測量の測量成果に基づいて行わなければならないこととされております。

これまでも、地籍図根三角点等の地籍調査における測量で得られた成果は、公共測量の成果の一部として、一定の精度を有することを確認したうえで、公共工事等における他の公共測量においても使用することができる措置としているところです。しかしながら、この度の事務連絡により測量の基礎として用いることができるとされた認定登記基準点は、必ずしも公共測量の成果ではないことから、これを基礎として行われた測量の成果を他の公共測量において使用することは、認められないものとなります。

つきましては、上記の取扱にご理解いただきますようお願いするとともに、地籍調査事業の実施に当たり、当該事業で得られた測量成果を他の公共測量で利用することを予定されている測量計画機関に対しては、十分に留意いただくよう周知いただきますよう、お願ひいたします。